

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	8-2
処分の種類	養殖水産動植物の移動制限等の命令			
根拠法令条例等・条項	持続的養殖生産確保法第8条第1項			
処分の概要	特定疾病がまん延するおそれがあるときは、移動制限等の命令をすることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】持続的養殖生産確保法 (養殖水産動植物の移動制限等) 第八条 都道府県知事は、特定疾病がまん延するおそれがあると認めるときは、そのまん延を防止するため必要な限度において、次の各号に掲げる命令をすることができる。 一 特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動を制限し、又は禁止すること。 二 特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の焼却、埋却その他特定疾病の病原体の感染性を失わせる方法による処分を命ずること。 三 特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物(都道府県知事が指定する区域内に所在するものに限る。)を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動を制限し、又は禁止すること。 四 特定疾病の病原体が付着し、又は付着しているおそれのある漁網、いけすその他農林水産省令で定める物品を所有し、又は管理する者に対し、その消毒を命ずること。</p> <p>持続的養殖生産確保法施行規則 (消毒の対象物品) 第五条 法第八条第一項第四号の農林水産省令で定める物品は、次のとおりとする。 一 養殖の用に供する施設又は器具 二 養殖水産動植物の容器包装(当該容器包装に入れられ、又は当該容器包装で包まれた物であって当該養殖水産動植物でないものを含む。) 三 特定疾病の病原体に触れ、又は触れたおそれのある者の被服 四 その他特定疾病の病原体が付着し、又は付着しているおそれのある物品 (養殖水産動植物の移動制限等に係る報告及び通報の手続) 第六条 法第八条第二項(法第九条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告及び通報は、次に掲げる事項につき、遅滞なく、文書でしなければならない。 一 対象となった特定疾病及び養殖水産動植物の種類 二 対象となった養殖水産動植物の所在地 三 命令を発した年月日 四 命令の内容並びにその実施状況及び実施の結果 五 その他参考となるべき事項</p>			
基準の制定根拠	—			